

(宛先)結城市水道事業
結城市長 様

年 月 日

(申請者)

住所 _____

氏名 _____ ㊟

(申請者個人の場合は自筆)

元付け型浄水器等設置に伴う維持管理誓約書

今般、給水装置工事申込に伴い、メーターの下流側に元付け型浄水器等を設置し使用しますが、そのことに関して、下記の事項を遵守し、誓約します。

記

1. 当該器具の設置及び使用について、設置に関する一切のことは結城市指定給水装置工事事業者が行い、メーターの下流側かつ当該器具との間に逆止弁を設置するものとします。
2. 使用方法や維持管理方法について、製品製造者及び結城市指定給水装置工事事業者から説明を受けて適切に当該器具を管理します。
3. 水道課の水質責任範囲は設置した逆止弁位置の直近上流部までとし、これより下流側である当該器具を通して給水装置の末端給水栓から吐出する水は、申請者の責任で管理し水道法第4条で定める厚生労働省令による水質基準に適合させることを遵守します。また、将来に渡り適正な維持管理が困難となった場合、当方において速やかに撤去します。
4. 配水管敷設工事並びに不慮の事故に伴う断水工事等による場合で万一、赤水や濁り水が発生し、当該器具に支障が生じても貴局に対し、一切の補償や苦情は申しません。
5. 当該器具の設置、使用に起因して将来、健康被害、構造・材質基準、水質基準に支障を来しても当方が責任をもって対処し、貴課には一切の補償や苦情は申しません。
6. 第三者に譲渡する場合、上記の内容を重要事項説明等に記載し、この誓約書の趣旨を譲受人に十分に理解、把握させ承継します。

指定給水装置工事事業者 住 所 _____

事業者名 _____ ㊟

給水装置工事主任技術者 免状番号 (第 _____ 号)

氏 名 _____ ㊟

水道法より抜粋

(水質基準)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

水道法施行規則より抜粋

(衛生上必要な措置)

第17条 法第22条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 三 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1 mg/l (結合残留塩素の場合は、0.4 mg/l) 以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2 mg/l (結合残留塩素の場合は、1.5 mg/l) 以上とする。